

京 都 大 学 自 家 用 電 気 工 作 物 保 安 規 程 施 行 細 則 新 旧 対 照 表

改 正 前			改 正 後			
(前 略) 第 6 条 規程第 8 条第 1 項第 1 号の規定により主任技術者の意見を聴くべき電気工作物に係る保安上重要な事項は、次の各号に掲げる事項とする。 (1) 電気工作物の保安業務に係る年度計画の設定 (2) 電気工作物の運転及び操作に関する安全基準の設定、改廃 (3) 重大な事故の再発防止に関する措置の決定 (4) 非常災害時における電気工作物に係る保安の確保に必要な体制の整備 (5) 電気工作物の工事計画（特に受変電設備、屋外配電路、屋内幹線電路及び配電の接地に関するもの）の設定 (6) 電気工作物の安全管理検査に関する計画及び基準の設定、改廃 (中 略)			第 6 条 (1) (2) (3) (同 左) (4) (5) (6) 電気工作物の法定事業者検査に関する計画及び基準の設定、改廃			
第 9 条 電気工作物の保安に関し作成すべき記録は、次のとおりとする。			第 9 条 (同 左)			
種 類	様 式	保存期間	種 類	様 式	保存期間	備 考
(略)			(同 左)			
巡視、点検、測定記録	別記様式第 2 の (2)	5 年	巡視、点検、測定記録	別記様式第 2 の (2)	5 年	次回の点検までに保存期間が満了する場合には、 <u>次回の点検が終了するまでの間保存期間を延長するものとする。</u>
(略)			(同 左)			
安全管理検査記録	別記様式第 2 の (6)	必要期間	法定事業者検査記録	(同 左)		
2 (略) (中 略)			2 (同 左)			

改 正 前	改 正 後
<p>別表 別図第1 別図第2 別記様式第1～別記様式第2の(5) 別記様式第2の(6) (<u>安全管理検査記録</u>)</p> <p>(後 略)</p>	<p>附 則 この細則は、平成25年6月4日から施行する。</p> <p>別表 別図第1 別図第2 別記様式第1～別記様式第2の(5) 別記様式第2の(6) (<u>法定事業者検査記録</u>) (別添)</p>